

東北経済産業局経由中小企業庁の見解(抜粋)

中小企業等協同組合(以下、組合という)は、中小企業等協同組合法において、通常総会、通常総代会は定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならないこととされています。

一方で、組合の中には、定款において「通常総(代)会は毎事業年度終了後2月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」などと規定している場合があります。

そのため、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組を進めている中で、定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない状況が生じている場合についての対応として、組合の定款に基づく行為に関しては、一義的には所管行政庁が所掌するものであることから、通常総(代)会の開催についても、その扱いについては所管行政庁の判断で行っていただくものであり、必要に応じて所管行政庁にお問い合わせいただくものと考えています。

なお、中小企業庁では、所管する組合について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない状況が生じている場合には、そのような状況が解消され、開催が可能となった時点で通常総(代)会を開催すればよい(※)こととしています。これは、通常総(代)会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に通常総(代)会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に通常総(代)会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられるからです。

※現時点では、3月中の開催を考えているものを対象にしています。(当然のことですが、通常通り開催できる状況にあるにも関わらず、組合固有の事情などを理由に延期してもよいという主旨ではありません。)5月中旬から6月末にかけて開催するものに対しては、4月中旬になっても今と変わらない状況であれば、同様の考え方が適用できると想定しています。

組合を所管する秋田県担当課も同様の見解を示しています。

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る通常総会開催の注意点について

- ①役員改選がある場合 ⇒ 例年通り招集し開催(委任状を活用する)
- 注意点：総会が成立する定足数を確認し、それを満たす出席者数を確保する
 - 定款で代理できる上限数(第○条書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使、半数以上の出席者を満たす数を確認)
- ②役員改選がない場合 ⇒ 書面議決による議決権行使
- ※定款に書面議決の記載があるか確認が必要です
 - 手続き：①議決権行使書を記載した総会案内文書を発送する(総会議案を必ず添付する)
 - ②総会開催期日までに集まった議決権行使書を集計する
 - ③当日は最低人数の出席(役員等)が出席し、進行する
 - 注意点：組合員への周知と理解が必要
 - 総会が成立する定足数を確認し、それを満たす出席者数を確保する
 - 当日の本人出席者の確認と必要数を満たす議決権行使書を確保する

【定款参考例】

(書面又は代理人による議決権の行使)

第〇〇条 組合員は、第〇〇条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理できる組合員の数は、〇人以内とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。